

第2部 遺伝子組換え作物に関する諸動向

第4章 欧州委員会における遺伝子組換え作物をめぐる共存政策の動向

茨城大学農学部 立川雅司

1. EUのGM規制と共存ガイドライン

まず、EUにおける遺伝子組換え作物（以下、GMO）をめぐる共存政策に関する全体的な流れについて概観しておこう。

2001年、旧環境放出指令（90/220/EEC）が改訂され、新しい環境放出指令（Directive 2001/18/EC）が制定された。また2003年9月には新規食品規則で規制されていたGM食品に対する規制を改定し、飼料も含めて新たにGM食品・飼料規則（Regulation (EC) No 1829/2003）及び表示・トレーサビリティ規則（Regulation (EC) No 1830/2003）を定めた。これら3法（1指令、2規則）によりEUにおけるGMO規制の基本的制度は整ったといえることができる。

また、2003年7月のEU閣僚理事会において上記GMO食品・飼料規則採択の際に、GMO環境放出指令が一部改正され、第26条aとして、以下の条文が追加された。

「26条a 非意図的なGMOの混入を回避するための措置

1 加盟国は他の製品へのGMOの非意図的な混入を回避するため、適切な措置を講ずることができる。

2 欧州委員会は、EU及び各国における研究に基づく情報を収集・整理するとともに加盟国における共存に関する展開を注視し、そして、収集された情報等に基づき、遺伝子組換え作物と慣行栽培作物及び有機栽培作物との共存に関するガイドラインを策定する。」

この条項は、GMOをめぐる共存方策の策定については各加盟国に権限があることを意味し、欧州委員会の役割は、各国の共存政策に関する情報収集とガイドラインの策定に限定されることを示すものである。要するに、環境放出に関する規制と同じく、共存政策に関しては補完性原則（principle of subsidiarity）にもとづき加盟国が自らの政策のもとで実施するということが明確にされたのである。

また同じく2003年7月には、欧州委員会より「遺伝子組換え作物と慣行・有機農業との共存に関するガイドライン」（2003/556/EC）（以下、「共存ガイドライン」）が公表された。次にその内容について主な点を述べる。

ー共存ガイドラインとその内容

共存ガイドラインを定めた際の欧州委員会の立場は、共存問題は、「安全性」の問

題ではなく、基本的に「経済問題」であるとの認識に立つものであり、上記にも述べたように補完原則の観点から、各国がその実情に併せて実施方法を定めるべきである（EUレベルでの統一的な規則を課さない）というものである。これは各国の持つ農業条件の多様性、地形や気象条件の多様性の観点から、自ずと共存のための条件も異なるであろうとの欧州委員会の判断である。しかし、別の観点からすればGMO栽培というもっともセンシティブな点に関して、各国へのこれ以上の干渉を避けることが政治的にも賢明であると考えられたためともいえる。実際、本稿を通じて各所で示されることになると考えられるが、共存ルールは一種の政治的妥協の産物でもあり、各国のGMOに対する価値判断が如実に示されている。

ー共存ガイドラインのポイント

公表された共存ガイドラインに盛り込まれている主なポイントは、次のようなものである。

- ① EUでは、慣行農業、有機農業及びGMOを用いた農業のいずれも排除されることはない。共存のためのコストは新しい農業方式を導入する生産者が負担する⁽¹⁾。
- ② 共存ガイドラインは、GM作物と非GM作物との混入による経済的損失に対応するものであり、当該損失を最小限にするためのもっとも適切な管理措置を含む⁽²⁾。
- ③ EU内では、農業構造、農法、経済的・自然的条件が極めて多様であり、効率的で費用対効果に優れた共存方策は地域ごとに異なる。
- ④ 共存方策は、各加盟国が策定し、実施されるべきものとする。
- ⑤ 欧州委員会は、共存ガイドラインを策定することで、各加盟国の取組を支援する。
- ⑥ 各加盟国は、共存に関する措置を講ずるため、自主的協定、法律等異なる手段を選択して用いることができる。
- ⑦ GMOの非意図的な混入による経済的損失への対応については、各加盟国は既存の補償関連法制度で十分対応できるかどうかを検討する。また、各加盟国は既存の保険制度を活用するか、あるいは、新たな制度を構築するか検討することができる。
- ⑧ 共存方策措置として、農家段階での交雑防止措置（隔離距離等）、近隣農家との協力（作付け計画に関する情報提供等）、問題発生時の報告制度、ほ場登録、記録の保管、農家の教育訓練等を例示。
- ⑨ 本ガイドラインが公表されてから2年後に、欧州委員会は閣僚理事会及び欧州議会に対して、各加盟国がGM作物と慣行農業・有機農業との共存のために執った施策から得られた経験を報告する⁽³⁾。

2. 加盟国間の情報交換ネットワーク（COEX-NET）の形成

2005年6月の欧州委員会決定（Commission Decision No. 2005/463/EC of June 21）により，各加盟国の共存方策に関する情報交換のための専門家のネットワークが形成された。ネットワークは「遺伝子組換え作物と他の農業形態との共存に関する専門家の欧州ネットワーク」（European Network of Experts on the Coexistence of Genetically Modified Crops and other Forms of Agriculture）と呼ばれ（略称COEX-NET），共存に関して，欧州委員会が設営する情報交換会を年に数回開催することとなった。情報交換の内容は，共存に関する化科学的な知見，及び加盟国の共存戦略に関わるベスト・プラクティスなど具体的な交雑防止手法に関する情報である。このことにより，欧州委員会も含めて共存に関わる加盟国担当者間の人的ネットワークが形成されると共に，互いに共存方策のアイデアについても相互に情報交換できることとなった。

3. 各国の共存ルールに関する通報・認可手続き

加盟国が共存ルールを策定するに当たっては，大きく分けて2つの手続きを踏むことになっている。すなわち，技術的基準に関する通報手続きと，国内保護（補助金）に対する通報手続きである。

前者の手続きは，各国が製造過程に対して技術的な基準などを導入するに当たって，欧州委員会に対して通報するという手続きである。この手続きは，欧州委員会指令98/34/ECの第8(1)条にもとづくもので，「技術規制」（technical regulations）としての通報という性格を有する。本指令の目的は，技術的基準や技術規制に伴う，域内共通市場における障壁の発生を防止することを目的としている。

この指令に基づく通報に対して，欧州委員会における検討期間が3ヶ月存在する。この間は，施行猶予期間（standstill period）として，欧州委員会及び各加盟国が通報内容について検討する期間となっている。

その後の欧州委員会の対応としては，次の3つの場合が存在する。

①意見なし（ただし，後に問題提起することを妨げない）。

②追加情報の請求。

③詳細な見解送付（Detailed Opinion）：域内市場への障害があると見なされる場合。この場合には，検討期間は延長される。

2008年9月の時点で，共存に関する国内法を採択した加盟国は14カ国である。すなわち，オーストリア（9州のうち8州），ベルギー（ワロニア），チェコ，ドイツ，デンマーク，フランス，ハンガリー，リトアニア，ルクセンブルク，ラトビア，ポルトガル，ルーマニア，スロバキア，スウェーデン。また欧州委員会に国内法案の通報⁽⁴⁾を行ったのは，3カ国（フィンランド，オランダ，スロベニア）及びベルギー（フラン

ドル) である。またポーランドに関しては、過去の通報を撤回した。

各国からの通報に対して、欧州委員会が詳細な見解を提出した国としては、オーストリア(7州)、ドイツ、ルクセンブルクなどがあると伝えられている(2006年3月資料)。ただし、既存のEU規則や指令に対する違反となるような重大な問題がない限り、これら欧州委員会からの質問や指摘事項に対して加盟国は修正が義務づけられているわけではない。共存ルールの方針に関しては、補完性の原則により加盟国の権限となっており、欧州委員会からも規則や指令ではなく勧告(2003/556/EC)が出されているに過ぎないからである。

次に第2の通報手続きとして、共存ルールが国内保護(State Aid)に該当する場合に なされる通報手続きが存在する。EC条約第87(1)条では、域内市場に障壁を設ける国内保護措置を禁止している。また同条約第88(3)条では、こうした保護に関する情報に関して事前に欧州委員会に通報することを義務づけている。このため、補償基金に関連して金銭的支援を生産者に提供する場合には、本条文に基づく通報が必要となる。

これまでの実績としては、2005年11月に、デンマークからの補償基金に関する措置について通報がなされた(Aid Case N 568/04)。デンマークからの申請に関しては、2006年3月に欧州委員会によって正式に認可が与えられた(2006/C 57/03)。なお、補償基金に関してはポルトガルも設定しており、欧州委員会への通報を行った。

4. 共存に関するEU研究の進展

GM食品・飼料規則などの基本的制度が検討されているなかで、平行して欧州委員会では、共存をテーマとする研究についても計画を策定し、実施に移しつつあった。まず、2002年5月に欧州委員会農業総局は、「GMOと慣行栽培、有機栽培との共存に関する議論」(Argumentaire on Co-existence of GM Crops with Conventional and Organic Crops)というペーパーを公表し、共存に関する研究に着手する計画を明らかにした。この研究は欧州共同研究センター(JRC)のIPTSによって実施されていくことになる。

EUによる共存に関する研究は、上記のようなJRC-IPTSが直接実施するものと、欧州委員会研究総局が予算を拠出し、加盟国(複数)がプロジェクトを組んで実施するものとの2種類がある。また加盟国ごとに国内予算により実施している研究も存在する。

前者の代表的な共存関連研究としては、欧州共同研究センター(JRC)のIPTSが実施した共存シナリオに関する分析(邦訳「欧州農業における遺伝子組換え作物、一般栽培作物及び有機栽培作物の共存のためのシナリオ」、農業環境技術研究所、2003年9月)とその続編ともいうべき研究(Second Case Studyと呼ばれる)、及びGM作物の経済的影響分析に関する研究等が存在する。いずれも、欧州委員会及び加盟国が共存方策を検討する場合に各種の有用な知見を提供した重要なプロジェクトである。また後者の代表的研究としては、SIGMEA(2004~07年)、Co-Extra(2006~08年)、Tra

nscontainer（2006～09年）の3プロジェクトが存在する。これらはいずれも研究総局が予算措置を行う第6次フレームワーク・プログラム（FP6）のもとで予算化され、実施された大規模プロジェクトである。

5. 共存に反対するEU内の動き

欧州委員会は共存ガイドラインを出し、各国に共存方策の策定を働きかけてはいるものの、このような動きに反対するEU加盟国や団体も存在する。

もっとも顕著なGMO反対の地域運動として、「GMフリー地域ネットワーク」（Network of GM-Free Regions）があげられる。もともと2003年にイタリアのトスカーナ（Tuskany）と北部オーストリア（Upper Austria）の動きから生まれ、他の地域も巻き込みネットワークを欧州各地域に広げつつある。また運動にはグリーンピースや地球の友など反GMOに熱心な環境運動団体も関わっている。本ネットワークはその第1回会合を2003年11月ブリュッセルで開き、以降毎年のようにEU内で会合をもっており、2005年にはフローレンス宣言が採択された。2006年4月にはウィーンにおいて、当時のEU議長国オーストリア政府が主催する共存に関するコンファレンスが開催された。このコンファレンスは、加盟国政府、欧州委員会も巻き込んで、共存の課題について議論が交わされた。

またこのネットワークの主な活動としては、各地域の自治体などにGMフリーを宣言することを働きかけている。制度的根拠のない一方的な政治宣言としてはあるが、このようなGMフリー宣言を行った地方政府は各国に展開しており、とりわけオーストリアやギリシア、イタリアでは国土の大部分を占めるまでに至っている。このような運動団体は、GMOについてそもそも他の農業形態とは共存できないと考えており、相互の考え方の隔たりが大きい。

このような反対姿勢を取っているのは運動団体ばかりではない。加盟国の中にもGMOに対して批判的姿勢を取っている国もある。その中でもっともGMO（さらには共存）に対して否定的な態度をとり続けている国の1つとして、オーストリアが挙げられる。オーストリアはEUの中でも山岳農業を特徴とし、有機農業生産がもっとも活発な国として知られる。オーストリアを構成する北オーストリア州（Upper Austria）は2003年に自らGMOフリー地域を宣言し、GMフリー地域を制定する法案をEC設立条約第95(5)条にもとづいて、欧州委員会に通報した。第95(5)条は、環境及び健康保護のためのセーフガード措置を加盟国に許すものであり、北オーストリア州はGMOの栽培がこのセーフガード発動の根拠になると判断したのである。結果的に、このセーフガード措置は欧州司法裁判所により無効と判断された（2005年10月）。というのも、この措置を発動するためには、環境や健康保護のための対応措置を正当化する、新たな科学的根拠が提示されなければならないものの、このような科学的知見は見出されなかったか

らである（EFSAによる判断は、そのような新たな科学的知見はないとするものであった）。セーフガード措置は却下されたものの、オーストリア（正確には連邦を構成する州政府）がその後策定した共存方策は、GM作物の栽培をほとんど不可能とするような禁止的共存方策であった。たとえば、近隣生産者からの同意がなければ栽培ができない、無過失の連帯責任をGMO栽培者に負わせる、違反時の罰則において高額の罰金（15,000ユーロ）を科す等といった規定が盛り込まれている。

6. 欧州委員会の対応状況と今後の課題

ガイドライン公表以降（2003年7月）における欧州委員会を中心とした最近の動きについて以下に述べる。

2006年3月に、欧州委員会は加盟国の実施状況について報告書をまとめた。この背景には、もともと共存に関する勧告が欧州委員会から公表された際に、2年後に「加盟国からの情報提供に基づき、欧州委員会は閣僚理事会及び欧州議会に対して、加盟国の経験について報告すると共に、適切な場合には、共存に関する取組を評価し、今後とるべき方策について報告する。」との条項が盛り込まれていたことによるものである。

その主な論点は次の通りである。①共存問題は健康や環境に関する問題ではなく、経済的問題であることを再確認、②GMOの栽培経験はスペインを除いて非常に限定されていること（2004年のスペインの栽培面積は58,000ha）、③2003年7月の欧州委員会による勧告公表以降、共存に関する法制化を行ったのは4カ国（2005年末時点）に過ぎず、まだ取組は限定的であること、④共存方策は科学的知見に依拠すべきであり、GM作物栽培者に過重な負担を課すべきではないこと、⑤欧州の多様な農業条件を反映して、共存のための多様なアプローチを認めるべきである、⑥現在の立場である補完性の原則から離れた措置を講ずるためには、共存方策に関する経験をさらに蓄積する必要があること。

最後の点に示されているように、2006年3月時点では、欧州委員会としてEUレベルでの共存ルールの検討には慎重であり、さらなる知見の蓄積が不可欠であるとしている。この立場は2007年末段階のヒアリングにおいても変化していない。

その後、2006年5月には農相理事会が開催され、その場で共存問題に関しても言及された。主要な論点としては、①EUレベルでの法制化は現段階では必要ではないという点が再確認されたこと、そして②作物ごとの共存ガイドラインを策定することが決定されたことである。この作物別ガイドラインの策定は、欧州委員会として各国の共存方策に対して一定の方向付けをさらに踏み込んで行っていこうという意思の表出と見ることができる。2003年7月に出されたガイドライン（2003/556/EC）が、共存方策全般にわたるものであったのに対して、今回はガイドラインを作物ごとに策定して行こうとするものである。このような動きの背景には、現在各国で制定されている共存方

策が互いに整合性を持たないばかりではなく、科学的に見て過剰な規制を導入する傾向が見てとれることから、こうした動きに対して何らかの歯止めをかける必要性を欧州委員会が認めていることがあると考えられる。

ー作物ごとの共存ガイドライン

2006年5月の農相理事会の決定を受けて、作物別の共存ガイドラインを策定することとなったが、その手続きのために、欧州委員会では、欧州共存委員会（European Co-existence Bureau, ECoB）を立ち上げることを決定した。以下、ECoBの使命、構成、運営等に関して述べる。

ECoBの目的は、科学的知見をベースとしつつ、ステークホルダーにも受け入れ可能な作物別の共存ガイドラインを策定することにある。この作物別ガイドラインはいわばコンセンサス・ドキュメントとして、加盟国が共存方策を検討していく上での準拠になることが期待されている。策定に当たって透明性と受容可能性を高めることを目的として、技術検討ワーキンググループには各国代表のテクニカルスタッフが参画すると共に、ステークホルダー（2007年12月時点では未決定）によって構成されるワーキンググループも設置される。なお、加盟国間における共存方策の情報交換の場として、COEX-NETが設置されているが、この情報交換の場はより政策サイドに近い人々によって構成されるのに対して、上記ワーキンググループを構成するのは、行政官であってもよりテクニカルな専門家の参画が期待されている。

なお、ECoBを所管するのは、欧州委員会農業総局であるが、事務局は欧州共同研究センターのIPTS（スペイン）が担当する（代表：IPTSのSteve Langrell氏）。2008年から活動を開始することになっており、最初にトウモロコシについて検討する予定となっている。次いで、バレイショを取り上げることが予定している。

ー作物別ガイドラインの各国共存方策に対する含意

ECoBが定める予定となっている作物別ガイドラインについては、現時点でどのような形で利用されるかは明らかではないとのことである（2007年12月の現地ヒアリング）。ただし、このようなガイドラインを定める意図は、欧州委員会としての科学ベースの規準を策定することであり、この規準を定めることで間接的ながら加盟国の共存規則に対して、事前もしくは事後的に指針を提供することにある。たとえば、加盟国の中には国内の圧力団体の影響もあり、過大ともいえる隔離距離を設定している国もある（たとえば、ルクセンブルクはトウモロコシの隔離距離を800mと設定している）。こうした国が今後共存方策を見直す際に、この作物別ガイドラインが参照されることが期待されている。

また現時点では、共存といたっても禁止的なルールを課している加盟国に対しては、そのルールがEU指令やEU規則に反するものでない限り、欧州委員会が是正を求めるこ

とは難しい（これまでそのような事案はない）。共存について欧州委員会は単なる勧告を出しているに過ぎないからである。勧告の中では比例性（proportionality）の原則が述べられているものの、拘束力には乏しい。環境放出指令の改正条項（26a）では、各国は非意図的な混入を回避するための方策を定める権利があるとされているが、問題はその程度、度合いである。この点について欧州委員会は加盟国によっては問題があるとみている。もっとも科学的根拠にたった指針を策定するだけでは、こうした事態を抜本的に変化させることは難しいかも知れないものの、欧州委員会としては加盟国で参照されることで、現在の事態が改善されることを望んでいるとみられる。

なお、欧州委員会では2009年春にも、加盟国の共存ルールのレビューを再度行う予定であり、さらなるEUレベルでの整合化が必要かどうかについての政治的判断もそのなかでなされる予定である。

7. 有機農業への混入許容率

2007年6月12日に農相理事会は有機農業に関する生産及び表示について政治的合意に達した（European Commission, 2007）。この政治的合意の中には、項目の1つとして有機農産物へのGMOの意図せざる混入に関する許容水準に関する点も含まれていた。すなわち、GMOの意図せざる混入が0.9%未満であれば、有機農産物として認めるとの決定がなされた。この水準は、一般の農産物や食品の場合におけるそれと同じである。欧州委員会は生産者にも消費者にも分かりやすい統一水準ができたことを歓迎しているものの、これまで非常に厳しい基準を求めていた有機生産者団体にとっては、不本意な結果となった。

共存ルールとの関連で、この農相理事会の決定は大きな意味をもっている。というのも、EU加盟国の中には、オランダやチェコ、スロバキア、ポルトガルなど、GM作物との隔離距離に関して慣行農法と有機農業とで差異を設けている国があるからである。たとえば、オランダにおいては、GMトウモロコシの場合、慣行農法のもとで栽培される作物との隔離距離は25mであるものの、有機農業との隔離距離はその10倍の250mを求めている。

欧州委員会は、このような慣行農法の場合と有機農業の場合とで隔離距離などに差をつける共存ルールについて、今後是正を求めていくことが予想される⁽⁵⁾。

8. 各国共存方策に対する欧州委員会からの指摘事項

2003年以降、EU加盟国においては共存ルールの検討が始まった。各国はその共存ルールについて国内法として制定する前に欧州委員会に対して通報を行う義務があるが、この通報に対する欧州委員会の指摘内容を概観しておこう。とくに欧州委員会が批判

的な指摘を行う共存方策とはどのようなものかを概観することで、欧州委員会の指導理念や原則が明らかになるからである。ここでは欧州委員会が2006年3月に各国の取組をまとめた文書に依拠しつつ、欧州委員会のコメントについてみていく。

<環境保全地区への栽培制限>

加盟国の中には、稀少植物の存在などのために指定された環境保全地区に関して、該当地区内でのGMO栽培を共存法の下で禁止している国がある。ドイツではNatura 2000と呼ばれる環境保全地区内でのGMO栽培を禁止している。こうした政策に対して欧州委員会は、環境放出に関する影響評価は欧州委員会（正確には欧州食品安全機関）の権限であり、加盟国の共存法はこのような環境保護のための条項について、既存の共同体法の枠を超える形で導入することはできない、としている。

<二重認可>

加盟国の中には、GMO栽培について生産者が申請した場合、農場レベルもしくは地域レベルで審査し、ケースバイケースで栽培認可することを規定している場合がある（オーストリアの州政府など）。しかし、これはEUレベルで行ったGMO認可に関して、さらに加盟国レベルで認可を求めるといふ、いわば二重認可という規制を意味するものであり、欧州委員会は受け入れられないと批判している。

<農村開発プログラムからの除外>

スロベニアにおいては政府の農村開発プログラムのもとで農業環境事業を実施しているが、GMO栽培を行った生産者は少なくとも2006-08年の事業において、助成対象から除外されている。このような制限は、農村開発を規定したEU規則No.1257/1999の規定から逸脱したものであり、認められないと欧州委員会は指摘している。

<州レベルでの禁止措置>

イタリアの連邦政府は、共存に関する政令を2004年11月に採択した（その後2005年1月改正）。この政令においては、連邦を構成する各州政府が共存法を採択するまで、GMO栽培を完全に禁止するとの条項が含まれている。このような政令がEUの環境放出指令と整合しているかどうかを検討するために、欧州委員会としては2005年5月及び7月に追加質問を行ったものの、イタリア政府からは回答が提出されていない。従って、このような回答不履行に対しては、EC設立条約第10条違反であるとの警告通知が欧州委員会から出されている。

またイタリアの州政府による共存法の中には、明確にGMO栽培を禁止しているものがあるが、このような法律は環境放出指令第26a条のもとで認められる共存方策と見なすことができず、同指令に違反していると考えられる。

＜GMフリーゾーンの法制化＞

欧州の各地域でGMOフリー宣言が多数出されている。これらが単なる宣言であり、法的拘束力を持たないものであったり、あるいは関係者間の任意の合意であったり、単なる現状追認的宣言である場合には、欧州委員会への通報は不要であり、欧州委員会としても問題視しない。しかし、これらの措置に法的効力をもたせ、GMO栽培が法的に禁止される場合には、共同体の法制⁽⁶⁾と矛盾をきたすものであり、容認できないというのが欧州委員会の立場である。

なお、ポルトガルにおいては、GMOフリーゾーンを設定しているものの、関係者間の自発的合意に基づくものであり、上記のような欧州委員会の見解と齟齬が生じるものではない。ポルトガルでは、GMOフリーゾーンを設定したとしても、新たにGMO栽培希望者が出てきた場合には、法的強制力をもって栽培を止めさせることはできない。フリーゾーンは自動的に解消され、各農家に対して隔離距離の設置などが義務づけられることになる。

またGMフリーゾーンに関しては、2008年後半、フランス議長国のもとで進められた環境閣僚理事会におけるGMOをめぐる政策検討の中でも取り上げられたものの、制度面での変更には結びつかなかった。

9. 結語

以上、欧州委員会における共存方策に関する取組について概観した。ここから得られる示唆としては、次のような点が挙げられよう。

2003年7月のガイドライン公表以降、EU加盟国における共存方策の策定は、前述したとおり、2008年9月時点で27カ国中14カ国、また通報中の国が3カ国である。法制化を終えた国がようやく過半数に達したという状況であり、まだまだ低調であるといわざるを得ない。特にイギリス、フランス、スペインなど農業主要国において共存ルールが未整備の状況となっている。

しかし、他方、共存ルールが策定された国々の内容をみるならば、各国のGMOに対するスタンスを反映して、実に多様な共存ルールが策定されつつある。このような多様性は場合によっては域内共通市場に対する攪乱要因にもなりかねない。そこで欧州委員会では、2008年より作物別のガイドラインを科学的根拠にもとづいて検討する作業に着手し、過度な共存方策の策定に対してはその是正を勧告していく根拠文書を策定する方向にある。オランダの共存担当者も述べているように、各国の共存ルールが科学的知見と政治的配慮との交渉の結果であるとすれば、このような作物別ガイドラインがどこまで有効性を発揮し、各国に対する修正を促すものとなるかは未知数である。

2009年春には欧州委員会として、各国の共存ルール策定状況に関して再度情報収集を行うと共に、将来的なEUレベルでの一定のルールづくりの必要性について、改めて検討し、その結果が公表されることになっている。どのような方向性がとられることになるのかが注目される。ただし、GMOの栽培については、GMO規制政策の中でももっとも政治性が伴う領域でもあり、欧州委員会から加盟国に対する影響力は非常に限定的なものにとどまるのではないか。以上が筆者の印象である。

注

(1) もともと当時の農業委員フィシュラーは、共存コストについて「特定の生産形態を選択することによって利益を得る経済主体（生産者、種子企業等）が負う」（Fishler 2003, p.5）としていたものの、この場合には利益を得る主体が非GMOの生産者であるケースが生まれる。しかし、こうしたフィシュラーの原案に対して、生産者団体や環境団体から批判が生まれ、共存に関するコストを明確にGMO生産者に負わせるべきだとの意見が高まった。その後、欧州委員会から公表されたガイドラインは、GMOにコスト負担を求めるという意見に沿ったものとなった（Levidow and Boschert, 2007）。

(2) GMO食品・飼料規則では、非意図的で技術的に避けられないGMOの混入を0.9%まで許容している。したがって、EUの共存ガイドラインも、意図せざるGMOの交雑・混入を0.9%未満にとどめることを目的としている。

(3) この条項にもとづき、2006年3月9日に「GM作物と在来農法・有機農法との共存に関する報告書」が公表された。

(4) これらの通報情報は、DG Enterpriseにおいて集約されている。次のサイトを参照。

<http://ec.europa.eu/enterprise/tris/pisa/app/search/index.cfm?lang=EN>

(5) とはいえ、オランダでのヒアリングの際に担当者が指摘していたのは、このような有機農産物への混入基準の明確化は、一部の国において共存規則が固まった後に決定されたことであり、あとからは是正を求められても困るという点であった。この点は、今後の欧州委員会や閣僚理事会において議論が続けられ、どのように各国間の規制を調整していくかが課題となるであろう。

(6) 環境放出指令2001/18/ECにおいては、第22条において、「加盟国はEUが認可したGMOの自由な流通を阻害してはならない。」と規定されている。

参考文献

European Commission, 2007, Organic Food: New Regulation to Foster the Further Development of Europe's Organic Food Sector, IP/07/807

Levidow, L. and K. Boschert, 2008, "Coexistence or contradiction?: GM crops versus alternative agricultures in Europe," *Geoforum* 39(1): 174-90

Tiberghien and Papić, 2006, "Crisis of Democratic Governance and Centrifugal Forces i

n the EU, Paper Prepared for presentation at The Annual Conference of the Canadian Political Science Association (CPSA), June 1-3, 2006 at York University in Toronto.